

# 叙任権闘争前のテューリンゲン における貴族支配制

早川良弥

【要約】 ドイツにおけるラント形式の萌芽は、既成権力の存在しない北独において、いち早くみることが出来る。カロリング末期よりザクセン部族に編入された、テューリンゲン、及び東部辺境域においても、その傾向は著るしいものがあつた。即ち、叙任権闘争前より、まず、辺境の諸司教座は国王政策の担い手となり、王権より豊かな寄進を受け、加えてインムニテート、国王バンなどを獲得して、領域支配権の基礎を固めた。また、世俗の有力貴族は、その自由世襲領を基底とし、官職、グラーフ権、レーンなどを集積しながら、独立的な支配領域を形成した。それらのうちには、未熟ではあるが、すでに早期のランデスヘルンシャフトをかたちづくつたものもみられる。

## まえがき

一〇七五年よりほぼ半世紀にわたる叙任権闘争が、ドイツ中世政治史において、もつとも高き頂点をなすことは、もはや説明するまでもないであろう。この闘争期は、まさにドイツにおけるラント形成への傾斜が、ほぼ決定される

時期であつた。しかし、ラント形成の萌芽は、この時に始めて生み出されたものではなく、すでにそれ以前から、その先駆的な形態を認め得るのである。即ち、自由世襲領を主たる権力基盤となし、更に官職、封などの諸権利を集中させながら、初歩的にはあるがランデスヘルンシャフトをかたちづくりにあつた貴族支配制の展開である。しかし

てその傾向は、南独に比して、北部ドイツにより顕著であつた。とりわけ、既成権力の存しないザクセンにおいて、領域支配権形成への条件は恵まれていたと言えよう。<sup>①</sup>

このような前提のもとに、さきに筆者は、叙任権闘争直前期におけるザクセン聖俗諸貴族の支配権について検討をなし、その実体を明らかにせんところをみた。<sup>②</sup>その際、考察の中心は、ザクセンの中部及び東部におかれ、西部のヴェストファーレン、及び東部辺境域については保留せざるを得なかつた。しかしこれらの地域においても、早くから有力な貴族支配制が展開し、後には強力なラントを形成しつつ、ドイツ政治史、国制史の重要な環をなすのである。そこで、本稿では東部辺境域及びそれに接するテューリングン地方を考察の対象としてとりあげることにする。

テューリングンは、最初から強固な独立した部族を形成することなく、一〇・一一世紀には、固くザクセン部族に結びつくことになる。しかして、当時、東部辺境域にて辺境伯職を掌握し、またそこに支配権を發展させ得たのは、特にテューリングンの貴族であつた。但し、テューリングンの森より南の地域は、グラープフェルト Gräufeld を中

心として早期よりフランケン部族と結合し、やがてはフランクンの東北部に編入されることになる。従つて、ここでは、北にてザクセンに接するヘルメ川流域より、テューリングンの森にいたる地域に中心をおき、叙任権闘争直前期におけるランデスヘルシャフト形成の事情を眺めることにする。そのことによつて、前稿にてなお不十分であつた貴族支配制の構造につき、いささかでも補うところあれば幸いである。

① Herrschaft und Staat im Mittelalter. Hrsg. v. H. Kampf. 1956. に所収の諸論文参照。

② 拙稿「叙任権闘争直前期におけるザクセン貴族支配制」『西洋史学』五〇号、昭和三六年。

③ Vgl. K. Bost, Franken um 800. 1959.

## 一 テューリングンにおけるフランク支配

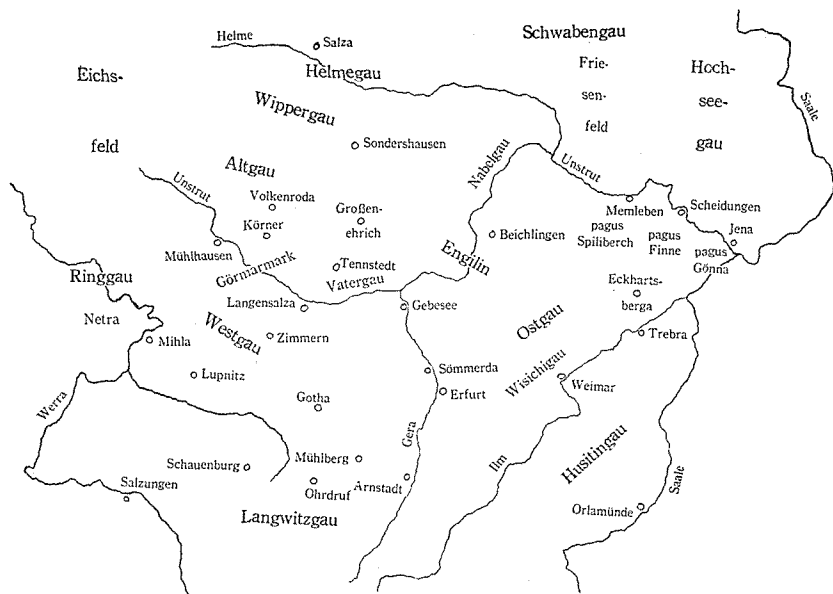
テューリングン地方には古く、かなり大規模な帝国が存していた。<sup>④</sup>ウンシュトルト川流域に中心をおくこの帝国の内部構造については、ほとんどこれを明らかにすることができない。ただ、奢侈な副葬品をもつ墓の存在より、帝国には、政治の頂点にたつ国王のほか、豪族層があつたと

思われる。彼らは大土地と隷属民とをもつヘルであり、また、この地に少からず存在したとされる城砦は、一部は彼ら豪族層の拠点であつたらう。<sup>⑤</sup> 帝国瓦解後、九世紀末にザクセンのリウドルフイング家 Lindolfinger が登場するまでの間に、この地域にフランクの支配が浸透していつたこととは言うまでもない。そこでまず最初に、本論の予備的考察として、テューリングゲンにおけるフランク支配の経過をたどることにする。

〔メロヴィング期〕テューリングゲン帝国は五三一年、テウデリッヒ一世により征服された。その結果、テューリングンは独立性を失い、フランク王権に対して、Schweinzins などの貢納の義務を課せられることになつた。<sup>⑥</sup> またテウデリッヒは、征服の際に援助を受けたザクセン人に、ウンシユトルト川以北、ノルトテューリングガウ Nordthuringgau 地域への定住を認め、ウンシユトルト川、ヘルメ川流域がほぼザクセン、テューリングゲン兩地域の境界となつた。しかして、五五五―六六年にザクセン人はクロタール一世に對して反乱を起し、<sup>⑦</sup> 反乱にはテューリングゲン人も参加したが、それはテューリングゲン人がいちやく示した、フラン

ク支配に対する抵抗であつたらう。反乱失敗後まもなく、ザクセン人はランゴバルト王アルボイン Alboin のイタリア遠征に加わつた。<sup>⑧</sup> この時にザクセン人が放置したウンシユトルト川北域には、クロタール王によるフリーセン人及びセムノーネン Semnonen の植民が行われ、彼らはフリーセンフェルト Friesenfeld 及びシュヴァーベンガウ Schwabengau 地域に定住したと思われる。<sup>⑨</sup> このザクセン、テューリングゲン境界域へのフランク王権による植民者の導入は、いまだその支配の確立されていない両地域の結合を、あらかじめ制止するものであつたらう。

その後、暫くフランク支配の事情について知ることはできないが、やがて七世紀前半になると、テューリングゲンには一連の太公が登場してくる。即ち、ラトゥルフ Radulf、ルオディ Ruodi、ヘーデン Heden (der Ätere)、コンムルト Gozbert、テオトツバルト Theotbalt、及びヘーデン (der Jüngere) の諸太公である。彼らの権力、系譜などについては殆んど明らかにし得ず、僅かにラトゥルフ、テオトツバルト、ヘーデン (der Jüngere) について若干のことが知られるにすぎない。まず、ラトゥルフは、ダゴバ



ルト一世によつて太公に任命されたフランク人であつた。彼の権力の拠点はウンシュトルト川流域におかれたようであり、彼はそこでジギベルト三世に対し反乱をこころみている。その際、アウストラシアの貴族層が、このラトゥルフの反乱を支持したことは、ラトゥルフもまたアウストラシア貴族層の出自であることを推測させるであらう。なお、彼が自らを「テューリンゲンにおける王である」とみなした」という史家の記述<sup>⑩</sup>は注目される。次にヴェルツブルクに拠点をおくテオトツバルト及びヘーデンもまたフランク人であり、特にヘーデンの妻テオドツラダ Theodrada は、マース＝モーゼル地方の帝国貴族家に出自するものであつた。しかしてヘーデンは、七〇四年に、ネトレヒト司教ヴィルリブロルド Willibrod にアルンシュタット Arnstadt, ミュールバルク Muhlberg, モンラ Monra における所領を、また七一六年には同じくヴィルリブロルドにハムメルブルク Hammelburg 周辺の所領を寄進した。<sup>⑪</sup>つまり、ヘーデンはテューリンゲンの森の南北にある大型のグルントヘルであつた。なお、ヴィルリブロルドはこれらの寄進地のうちアルンシュタットのものを七二六年、エヒテルナッ

ハ修道院に、またハムメルブルクのものゝヴァイセンブルク修道院に、それぞれ与えている。

以上のことから推測すると、テューリングンの太公はフランク貴族層に属するものであり、王権により太公に任命されることによつて、帝国行政に参与したのであつた。しかし他方彼らは、その自生的権力基盤にたつて、比較的独立した地位を保つていた。その独立度は、ラトツルフの場合には自らを王とみなすほどであつた。しかし、テューリングンにおける太公制はヘーデンをもつて終りをつける。

当時、テューリングンには、*seniores plebis populique principes*、或は *virii magnifici* と呼ばれる上層部があつた。彼らがフランク人であるか、テューリングン人であるかは不明であるが、いずれにせよ両者ともに土地所有者として土着豪族化してゐたと思われる。さて、八世紀初め、テューリングンには政治的混乱があつたと報告されてゐるが、或はこれが太公制の終末と関連するのであらうか。「ボニファティウス伝」記者によると、この混乱は太公テオトツバルトとヘーデンとの専制 (*tyrannus*) に因を求められる。果してそうであるとすれば、それは拡大する

太公権に対する豪族層の反抗であつたと言えよう。しかしその結果が、フランク王権による太公制の挫折であつたと考えられるであらう。

メロヴィング末期における、フランク王権のテューリングン支配については、多くを知ることができない。ただ注目されることは、七二五年より始まるボニファティウスの活動である。先述のユトレヒト司教ヴィルリブロルドは、フリーセンにてボニファティウスの先駆者であつた。彼がヘーデンから土地を獲得し、その一部をエヒテルナッハ、ヴァイセンブルク両修道院に寄進したことは既述した通りである。その結果、両修道院はテューリングンにも影響を及ぼすことになり、ヴァイセンブルク修道院はエアフルト *Erft* にベテルス修道院を建立したのである。いわば、ヴィルリブロルドは、テューリングンにてもボニファティウスの先駆者であつた。さて、ボニファティウスはまず七二五年、オールドルフ *Ohdruf* に修道院を建設した。これに対して、フーゴ *Hugo* 及びアルボルト *Albolt* が寄進をなしてゐる。このアルボルトについては、後のケーフェルンブルク家 *Käfernbürger* の祖先とも推測されて

いる。<sup>⑩</sup> 所で、教皇グレゴール二世は、五人の *virii magni-Hi* に書簡を送り、ボニファティウスへの従順をこうしているのであるが、上のアルポルトもまたその一人であつた。<sup>⑪</sup> このことは、ボニファティウスの伝道が、テューリングンにおける豪族層の支援なくしては行われなかつたことを示すであらう。その後ボニファティウスは、七四一年にエアフルト司教座を建設し、ザクセン及びスラヴ人への伝道の拠点となした。<sup>⑫</sup> しかしてエアフルト司教は、マインツ大司教たるボニファティウスの *Chorbischof* であり、テューリングンはマインツ大司教座の司教管区に編入されていたのである。かくしてボニファティウスの活動は、テューリングンにおける教会組織を完成させることになつたのであるが、このことは同時に、帝国行政に寄与するところのものでもあつたらう。

「カロリング期」カール一世によるテューリングン支配は、その教会政策に顕著なるものを見ることが出来る。即ち、カールは七五五年にヘルスフェルト修道院を帝国修道院として獲得して以来、テューリングンにおける一連の王領地、或は十分の一税を寄進していつた(第一表)。<sup>⑬</sup> ヘルスフェル

775~779	1. villa Salzungen の Zehnte 2. Fiskalgüter Mihla a. d. Werra Zehnte 及び Tennstedt 3. Fiskus Aplast (unbek.), locus Mühlhausen に附属する <i>curtes</i> , 及び Zehnte 4. villae Zimmern, Gotha, Hasalaha (unbek.) の Zehnte 5. St. Peter im Fiskus Lupnitz 及び Lupnitz の Zehnte
780	Hochseegau における Zehnte
786	villa Dorndorf a. d. Werra
802	Güter in Salza u. Körner
その他	Werra 川流域, Gotha, Erfurt 周辺, Weimar 北域, Unstrut, Helme 川流域での Güter

第1表 Karl I. による Kl. Hersfeld への寄進

ト修道院は、その時までには、すでに他のヘル達から多くの寄進を受けていたのであつて、その所領は、ゴータ Gotha 周辺、ランゲンザルツァ Langensalza 周辺、ミュールハウゼン Mühlhausen 北部、アルンシュタットからゲーゼー Geese にいたるゲラ川流域、ヴァイマール北域からウンシュエルト川にいたる地域、及びイルム川下流域な

どに散在していたのである。<sup>21)</sup> しかしてヘルスフェルト修道院は、カールより寄進を受けることにより、北東のホッホゼーガウ Hochseegan からヴェルラ川にいたるまでの、ほぼテューリングン中央部にて、その影響力を強めることが出来たのである。つまり、同修道院は、ただその所領の所在を広げただけではなく、すでに所領を有していた地域では、更にその間に寄進された王領地を介在させながら、そのグルントヘルンシャフトのまとまりを固め得たのであつた。そしてカール一世は、この修道院を掌握することによつて、そのテューリングン支配を遂行せんとしたのであらう。

ほかに、テューリングンにて大型のグルントヘルンシャフトを形成したものとしてはフルダ修道院をあげることが出来る。即ち、フルダ修道院もまたゾンデルハウゼン Sonderhausen, ゴータ, エアフルト、ミューールハウゼン、アリンシュタット周辺を中心として、テューリングン一帯に所領を有していた。<sup>22)</sup> 従つて、この修道院の掌握も、テューリングン支配の一環をなすものではあつたらう。ただ、同修道院に対する王権による寄進は、カロリング期全体を通じて、僅かに五例にすぎず(第二表)、ヘルスフェルト修道

Karlmann	Hofgut Gerstungen
Karl I.	Sooden a. d. Werra
Ludwig I.	villa Salzungen
Karl III.	Bechstetd 村
Arnulf (確認)	Güter bei Mühlhausen

第2表 王権による Kl. Fulda への寄進

フランケン地方の修道院をして、その教会政策の対象としたのであつた。

カール一世の政策について、上の教会政策以外に顕著なものとはほかに何も知られず、グラーフシャフトについても殆んど明らかでない。テューリングンにおいてわれわれの知り得るグラーフは僅かに一例である。即ち、七八〇年、ヘルスフェルト修道院に寄進されたホッホゼーガウにおける十分の一税は、二人のグラーフ、アルベリッヒ Alberich とマルコアルト Marcard によつて徴収されていたもの

院の場合ほどには明確な政策が行われたとは言えない。カール一世の政策は、専らヘルスフェルト修道院にその重心をおいていたのである。なお、ヘルスフェルト、フルダ両修道院ともにフランケンに所在するものである。上述した如く、テューリングンはメロヴィング末期よりマインツ司教管区として組織され、王権はすでに早くからフランク化していた

である。彼らグラーフのもつていた権能は、十分の一税徴収以外に如何なるものであつたらうか。この寄進に関連すると思われる文書によると、ホッホゼーガウにて、十分の一税を支払わねばならなかつた王領地の中心には、若干の城砦があつた。<sup>23)</sup> 恐らくグラーフはこれらの城砦を拠点となし、軍事指揮権、裁判権などを託されていたのではなからうか。換言すれば、グラーフは王領地に関して、一般的な管理、行政を委ねられていたとは考えられないであらうか。しかし、果してこのようなグラーフが、他の王領地にも存在したかは不明である。

カール一世以後、テューリングンにおけるカロリング王権の支配については暫く詳細不明である。しかしやがて九世紀中葉になると、新たにテューリングンにおける王権の担い手として一連の dux 乃至 marchio が登場してくる。即ち、八四九年より九〇八年にいたるまでの、タークルフ Thakulf, ラートゥルフ Ratulf, ポッポー Poppo, コンラート Konrat, 及びブルカルト Burchard らである。彼らの dux 乃至 marchio という称号は、言うまでもなくその有力な貴族家出自のゆえであつたらう。しかし、彼ら

はその自生的な支配権に依るとともに、国境の軍事指揮権を握るなど、王権への接近を示したのであり、このこともまた、彼らを高めるものであつた。タークルフやポッポーは、時に comes et dux Sorabici limitis と呼ばれた。<sup>24)</sup> 当時、実際にはゾルベン・マルク Sorben Mark なるものは設置されておらず、むしろゾルベン・マルクとテューリングンとは同一視され得るものと考えられる。従つてその称号は、テューリングンにおける国境防備者を意味するものであつたし、事実、タークルフ、ラートゥルフ、ポッポーは辺境の闘いにて指揮をとつている。<sup>25)</sup> タークルフ、ラートゥルフについては、これ以外に報告されていない。

三人目のポッポーがテューリングンにて dux と呼ばれるのは、ほぼ八八〇年頃からであつた。彼はフランケン北部グラープフェルトを中心に権力を有していたバーベンルク家 Babenberger の出自であり、恐らくはフランケン太公ハインリッヒの弟であつた。<sup>26)</sup> 所で、ポッポーが dux であつた時期は、ようやくザクセンのリウドルフィン家 Lindolfinger が北部テューリングンにもその支配を及ぼし始めた時であつた。即ち、オットー明敏公 Otto der



Erlauchte は八七七年、始めてテンシュテット Tenstedt 及びグローゼンエーリッヒ Großenhich にてグラーフと称される。同年、ルードヴィッヒ三世は、ガンデルスハイム修道院にテンシュテット及びグローゼンエーリッヒにおける villa を寄進した<sup>③</sup>。この修道院はオットーの父リウドルフの建立になるものであり、同修道院への寄進は、リウドルフフィンダ家の進出に対応するものであつた。しかしオットーの妻ハトゥイ Hattui は、フランケン太公ハインリッヒの娘であつた。この婚姻による両家の結合は、一方にてリウドルフフィンダ家のテューリンゲン進出を容易にしたであろうし、他方バーベルク家の権力を強めることになつたであろう。王権はこの両者の結合に対し、八九二年、コンラートを dux として抵抗せしめんとする<sup>④</sup>。

コンラートは、同じくフランケンのコンラデーナー Konradiner の出自であつて、後の国王コンラート一世の父である。彼の任命は、北のリウドルフフィンダ家と南のバーベルク家との間に楔を打ちこむものであつた。コンラートは国王よりミュールハウゼン周辺にレーンを与えられたほか、ゼムメルダ Sommerda、及びイルム川畔トゥ

レブラ Trebra にも恐らく王権に由来すると思われる所領を得て<sup>⑤</sup>、リウドルフフィンダ家に対抗した。しかし、同家の南進はこれを抑えることができず、八九七年までにオットーはアイヒスフェルト Eichstätt にてグラーフ権を獲得した。他方、コンラートは早く八九二年に dux の地位を放棄し、更にミュールハウゼン周辺の所有をフルダ修道院に譲渡した<sup>⑥</sup>。ヘッセンに権力基盤をもつコンラデーナーにとつて、リウドルフフィンダ家のアイヒスフェルトへの進出によりヘッセンから分断されたミュールハウゼン周辺の領有は、もはや何の利益も持たざらず、コンラートはそれを中立的なフルダ修道院に寄進したのである<sup>⑦</sup>。かくして、コンラートはテューリンゲンより後退したのである。

その後、暫くはブルカルトがテューリンゲンにおける duk の地位にあつた。その間、一〇世紀の始めに、バーベルク家はコンラデーナーとのフェーデに破れてグラーフフェルトにおける権力を失つた。ブルカルトは代つてグラーフフェルトにグラーフ権を獲得し<sup>⑧</sup>、リウドルフフィンダ家と対することになつたのであろう。しかしオットーは、九〇八年までにヘルスフェルト修道院の俗人修道院長

Lairichtとなり、<sup>⑧</sup>テューリングンに広くその影響を及ぼすことになった。そして九一三年、ザクセン太公ハインリッヒは、ブルカルトの子、ブルカルトとバルドー Bardoo を撃ち、<sup>⑨</sup>以後、リウドルフフィンング家によるテューリングン支配が開始される。

以上、カロリング期を通じて、われわれはここにグララーフシャフト制がくまなく掩い、それによる強固な帝国行政組織が完備されていたということを認めることはできない。テューリングンにおいて知られる官職的グララーフは、先述のホッホゼーガウにおけるグララーフのほかには、上のバルドーがフスイティンガウ Husingau にてグララーフであつた、という例のみである。<sup>⑩</sup>カロリング支配の担い手となつたのは、まず前半においては、特にヘルスフェルト修道院を中心としたフランケン教会であつたし、また後半では一連の dux であつた。後者のうち、バーベンベルク家のポッポー、及びコンラーディーナーのコンラートは、いずれもフランケンの有力貴族であり、ブルカルトもまたバーベンベルク家の後をうけて、グラープフェルトに支配権をもつものであつた。即ち、カロリング王権は、特にフランケン

ンにおいて強力な実力を有する貴族層を、その国家支配に参与させんとしたのであつた。しかし彼らは、リウドルフフィンング家の進出をまえに、テューリングンに土着化することもなく、部族太公権を形成することもできなかった。最後の dux、ブルカルトはテューリングンに所領を有してゐたようであるが、それもザクセン太公ハインリッヒの攻撃によつて失われ、その攻撃に参加した milites に与えられたのであつた。<sup>⑪</sup>かくして以後、テューリングンはザクセン部族に固く結合することになつたのである。

⑧ 帝國は、北はWerra 川、東はElbe 河にはなまれ、南はテューリングンの森周辺から、北はハルツ周辺を含んで、更にOhre 川にわたる。

⑨ W. Schlesinger, Die Entstehung der Landesherrschaft (1941), S. 32.; H. Dannenbauer, Adel, Burg und Herrschaft bei der Germanen (Grundlagen der mittelalterlichen Welt, 1958, 2 所収), S. 150 f.

⑩ H. Patze, Die Entstehung der Landesherrschaft in Thüringen. I. Teil (1962), S. 44.; Vgl. Thietmari Mersburgensis Episcopi Chronicon (MG. SS. rer. Germ.), V. 14.

⑪ Liber historiae Francorum (MG. SS. rer. Merow. Tom. II.), S. 286.

⑫ Pauli Historia Langobardorum (MG. SS. rer. Langob.),

- ② Schlesinger, a. a. O., S. 48.; Patze, a. a. O., S. 44.
- ③ Chronicon quae dicuntur Fredegarii Scholastici (MG. SS. rer. Merow. Tom. II.), IV. 77.
- ④ a. a. O., IV. 87. „regem se in Turingia esse cinsabat.“
- ⑤ Bosl, a. a. O., S. 78.
- ⑥ F. Lütge, Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters (1937), S. 167f.
- ⑦ Willibaldo, Vita S. Bonifacii, VIII. 23.; Othlono, Vita S. Bonifacii, XIX. (J. P. Migne, Patrologiae Latinae. Tom. 89.)
- ⑧ Willibaldo, VIII. 23.      ⑨ Othlono, XXIV.
- ⑩ Patze, a. a. O., S. 47.
- ⑪ MG. Epp. III. S. 268.; Vgl. Th. Schiefer, Winfrid-Bonifatius und die christliche Grundlegung Europas (1954), S. 133ff.; Othlono, XIX.
- ⑫ Willibardo, X. 31.
- ⑬ Patze, a. a. O., S. 52 ff. ㉞ ㉟
- ⑭ a. a. O., S. 57 f.      ⑮ a. a. O., S. 569 ff.
- ⑯ a. a. O., S. 50. ㊱ ㊲
- ⑰ Schlesinger, a. a. O., S. 76.; Patze, a. a. O., S. 53.
- ⑱ UB. Hersfeld. I. 37. (Im: Schlesinger, a. a. O., S. 79.)
- ⑲ Schlesinger, a. a. O., S. 53 f.; Patze, a. a. O., S. 63.
- ㉚ E. Klebel, Herzogtum und Marken bis 900. (Die Entstehung des deutschen Reiches. Hrg. v. H. Kämpf. 1956. ㊳ ㊴), S. 82.
- ㉛ Patze, a. a. O., S. 64.; Bosl, a. a. O., S. 64.
- ㉜ Die Urkunden Ludwigs des Jüngeren (MG. Diplom. rer. Germ. ex stirpe Karol. Tom. I.) 4.
- ㉝ H. Decker-Hauff, Die Ottonen und Schwaben (Zeitschrift für Württembergische Landesgeschichte. XIV. Jg. Hf. 2. 1955.), S. 299 f.
- ㉞ Patze, a. a. O., S. 64.
- ㉟ Patze, a. a. O., S. 64 f.; I. Dietrich, Die Konradiner im fränkisch-stichischen Grenzraum v. Thüringen und Hessen (Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte. Bd. 3. 1953.), S. 62 ff.
- ㊱ H. Eberhardt, Die Anfänge des Territorialfürstentums in Nordthüringen (1932), S. 6.
- ㊲ Dietrich, a. a. O., S. 58 u. 71.
- ㊳ a. a. O., S. 70.
- ㊴ Decker-Hauff, a. a. O., S. 301.; Patze, a. a. O., S. 66 f.
- ㊵ Eberhardt, a. a. O., S. 8.
- ㊶ Widukindi monarchi Corbeiensis rerum gestarum Saxonicarum (MG. SS. rer. Germ.) I. 22.
- ㊷ Konrad I. Diplomata (MG. Diplom. Tom. I.) 8.
- ㊸ Widukind, I. 22.

## 二 東部辺境域諸教会による領域支配権形成への萌芽

テューリンゲンに進出してきたリウドルフィン家は、太公ハインリッヒの時にいたつて、ますますその家支配権を固めた。即ち、まずハインリッヒはブルカルトの子らを撃ち、また彼はメールゼブルク伯家のエルヴィン Edwin の娘を妻とし、ホッホゼーガウ、フリーセンフェルトにおけるエルヴィンの遺領を獲得した。<sup>⑩</sup> しかして九一九年、ハインリッヒは王位についた。しかし前節より明らかなる如く、確固たる帝国行政組織の存しなかつたこの地域にて、王権は新たに聖俗諸貴族に行政を委ねざるを得ない。他方、諸貴族はそのことによつて自らの支配権を發展させていつた。そこでまず、この国王政策によつて開始された、東方諸教会領域支配権の進展を明らかにしてみたい。

しかし、本節の本論に入るまえに、テューリンゲンの教会政策について述べておかねばならぬだろう。最初にここでみられる顕著な教会政策は、ヘルスフェルト修道院と王権との間で行われた土地の交換である。即ち、ハインリ

ッヒ一世は九三二年、三通の文書によつて、次いでオットー一世は九四八年、九四九年の二回にわたつて、またオットー二世は九七九年に、それぞれ修道院と土地を交換した。<sup>⑪</sup> その結果、王権はホッホゼーガウ及びフリーセンフェルトにおけるそれまでのヘルスフェルト修道院の土地及び十分の一税を獲得した。他方、修道院は、アルトガウ Altra, ヴェストガウ Westgau, ラングヴィッツガウ Langwitzgau, 特にアルンシュタット近辺に土地を集積することになつた。しかして以上の交換によつて、テューリンゲン東北部における同修道院の所領が全て失われたわけではないが、その勢力は後退せざるを得なかつたであらう。代つてここでは、メモレーベン修道院が国王より寄進を受けて権力をもつことになつた。所が、ハインリッヒ二世は一〇〇七年にバンベルク司教座を創設し、フランケンにおける教会政策を遂行した。そのためにヘルスフェルト修道院はその財産の一部をバンベルク司教座の所有に移転させねばならなかつた。そして、その代償として、ハインリッヒはヘルスフェルト修道院にメモレーベン修道院を寄進した。<sup>⑫</sup> かくして再びヘルスフェルト修道院は、フリーセンフェルト、

ホッホゼーガウに権力をもつことになり、その後、ザリエル朝諸王からもホッホゼーガウ周辺、及びヴェストガウ、ゲルマルマルク Gornmark などに所領を増していつたのである<sup>⑮</sup>。ほかに同修道院は、ヴェルラ川中流域にて、森林バンを獲得している<sup>⑯</sup>。

ヘルスフェルト修道院のほかに、テューリッゲンにて勢力をほこつたのは、フルダ修道院であつた。同修道院もまた、カロリング期以来の所領に加えて、新たに世俗のヘル、及びザクセン朝諸王、ならびにコンラート二世より寄進を受けた<sup>⑰</sup>。特に、ハインリッヒ二世によつて、ルブニッツ Lubbiz における森林バンを与えられ、またコンラート二世よりグラーフシャフト・ネトウラ Netra を獲得したことは注目される<sup>⑱</sup>。ほかにマインツ大司教座もテューリッゲンにて権利をもち、その所領はアイヒスフェルトからランゲンザルツァ Langensalza 地域、及びヴェルラ川からゴータ、エアフルトをへてヴァイマールにいたる地帯にあつたと推測されている<sup>⑲</sup>。しかし、同大司教座に対する王権の政策は明らかでない。これらの権力を基盤として、以上三つの帝国教会は、テューリッゲンにおける領域支配権を

どのていどにまで形成し得たであろうか。しかしこの問題は、フランケン、ヘッセンにおける各教会の領域政策とも関連するところであると思われるので、その説明は今後の検討にゆだねることにしたい。

さて、東部辺境に目を転ずるならば、そこではオットー一世から始まるころの教会高権政策をみる事が出来る。言うまでもなく、それは王権による東方政策の一環をなすものであつた。しかして辺境における新設の諸教会は、先述の如く、王権の政策に参与しながら、後にみられるラント形成への基礎をかたちづくつていつたのである。

〔マグデブルク大司教座〕マグデブルクには、すでにカロリング時代に城砦がおかれていたが、オットー一世はここに九三七年、モーリッツ修道院を建立し、更に九六二年にはそれを大司教座に昇格させた。この大司教座は、ブランドンブルク、ハーフェルブルク、マイセン、メールゼブルク及びツァイツの諸司教座を統括する首都司教座として、東方政策の一大拠点となつたのである。さて、すでに大司教座昇格以前に、モーリッツ修道院はノルトテューリッングガウ Nordthuringau を中心として、エルベ河—ザール



川左岸に多くの土地を寄進されていたが、ほかに国境をこえて、ギービッヘンシュタイン Giebiichenstein, ローテンブルク Rothenburg, ニームブルク Niemburg などの諸ブルク周辺の土地、及び辺境域における公課、十分の一税の徴収権を獲得していた<sup>⑩</sup>。その中には、ヘルスフェルト修道院との交換により王の手中に帰っていたホッホゼーガウにおける所領も含まれている。しかして、大司教座への昇格後も、ザクセン朝諸王はエルベ河—ザレ川兩岸に豊かな寄進を続けていった。その結果、同教会の所領は、エルベ河左岸では、モリーリッツ修道院時代のものと同合わせて、特にノルトテューリングガウに集中し、辺境域でもその勢力を固めた。とりわけ辺境域では、一連のブルク乃至ブルクヴァルト Burgward の寄進されていることが注目される(第三表)。それらは、マグデブルクの東に隣接する司教管区の北、モリツィアニ Moriziani 域、及び同司教管区の南、ヌディツィ Nudici, ネレクティツィ Nelectici 域に集中して、二つの中心をなしており、その他の所領もほぼこの両域に集められていた。さて、大司教座に対する高権政策は、専らオットー諸帝によるものであり、ザリエル

Rothenburg	DOI. 230(961)	Schartau	} DOI. 12(967)
Calbe	} DOI. 278(965)	Grobau	
Rosenburg			Buchau
Loburg	} DOI. 293(965)	Kohren	DOI. 270(983)
Tuheim			Werben
Thobrogora	} DOI. 329(966)	Beelitz	DOI. 246(997)
Oppin			Nerchau
Brachstedt		Arneburg	DH. 111(1006)
		Dretzel	DH. 237(1011)
		Frohse	DH. 242(1012)

第3表 Magdeburg 大司教座に寄進された Burg 乃至 Burgward

provinciae とし記述は、同教会の所領がかなりのま  
まりをなしていたことを意味するのではあるまいか。しか  
して大司教座はインムニテートをもち、またフォークトを  
自由に選ぶ権利を獲得していた。更にテューリンゲン、そ

王権による寄進は極めて少い。しかし、同教会はすでにザクセン朝時代にその権利を固めていたと思われる。一〇〇九年のハイ  
ンリッヒ二世の文書によると、マ  
グデブルク大司教座の所領は provin  
cia と呼ばれ、大  
司教及びフォーク  
トの権力の下にお  
かれていた。この

の他における所領にて国王パンを与えられ、フォークトは  
裁判権、高権を行使し得たのである。フォークト任命にあ  
たつては、なお国王の同意を要するという王権の保留はあ  
つたが、大司教座は他の世俗権力、特に司教管区と管轄地  
域を同じくするラウジッツ Lausitz 辺境伯権から独立し  
て、その領域を掌握、支配したのである。

「メールゼブルク司教座」メールゼブルク司教座は九六  
二年の建設であるが、この教会が王権による政策の対象と  
なつたのは、まずオットー二世の時であつた。即ち、国  
王は同司教座に国境内外の土地を寄進してその権力を高め  
んとした。辺境域にて寄進されたものには、やはりツヴェ  
ンカウ Zwenkau、マゲデボーン Magdeborn、コーレン  
Kohren、ネルカウ Nerchau、タウハ Taucha、シュケウ  
ディッツ Schenditz、ンヴァイメン Zwiemen などのブ  
ルク乃至ブルクヴァルトが認められる。しかるに、オット  
ー三世は同司教座を放棄し、一時この教会政策は中断され  
る。しかしやがてハインリッヒ二世は一〇〇四年に司教座  
を再建し、その政策を新たに開始した。即ち、国王はホッ  
ホゼーガウ、及びメールゼブルク辺境域に、ツヴェンカウ

Zwenkau, メールゼブルク両ブルクヴァルトを始め、若干の寄進をなした<sup>⑤</sup>。しかし、同司教座が獲得したものは、必ずしも再建以前の権利を全て含むものではない。ネルカウ、コーレンはマグデブルク大司教座の所有するところであつたし、マグデボーン、タウハ、ツヴァイメンについては報告がない。その後、メールゼブルク司教座は、ハインリッヒ三世からもレースニッヒ Lössing 及びシュケウディッツ Schkenditz 附近に土地を獲得しているが、<sup>⑥</sup>同司教座が権力を固めたのはすでにハインリッヒ二世の時であつた。マグデブルク大司教座の支配領域に南で接することの司教座の権力は、大司教座のそれに比して、それほど大規模なものでもなく、また領域のまとまりもまだ比較的強いものではなかつた。しかし同司教座もまた、インムニテート、フオークトを自由に選ぶ権利、及び国王バンを有していたのであつて、その支配領域を他権力から治外させ得たと推測される。

「マイセン及びツァイツーナウムブルク両司教座」ザクセンの教会高権政策によりその権力を高めた上記二つの教会に対して、マイセン及びツァイツーナウムブルク両司教

座の権力発展は、特にザリエル朝時代に顕著なものがある。まず、マイセン司教座は九六七年の創設であるが、ザクセン朝時代、ハインリッヒ二世より同司教管区全域にわたつて寄進を受けた。しかし

im Boritz	DOII. 184 (983)	im Treben	DHIV. 80(1062)
Ostro	} DHII. 124(1007)	im Schrebitz	DHIV. 118(1064)
Drebritz		im Pesterwitz	DHIV. 212(1068)
Güda		im Leuben	DHIV. 227(1069)
Püchau	DHIII. 59(1040)	im Zadel	DHIV. 275(1074)*
Zschaitz	DHIII.165(1046)	im Mochau	DHIV. 410(1090)
		im Wosice	} DHIV. 420(1091)
		im Bautzen	

第4表 Meissen 司教座に寄進された、或は寄進の所在する、Burg 乃至 Burgward \*は偽文書

て寄進を受けた。しかしザリエル朝時代にはいと、ハインリッヒ三世、ハインリッヒ四世より多くのブルクヴァルトなどを獲得していつた(第4表)。その結果、マイセン司教座はダレミンツィ Daleminzi 域を中心としてその権力を固めることになつたのである。ほかに同司教座の所領は、司教管区外のピュッハウ Püchau, トゥンネン Treben, またホッホゼーガウ、シュヴァーベンガ



ウにも確かめることができる。なお、後者ニガウにおいて獲得した土地は、後述のマイセン辺境伯エックェハルト二世の遺領を含むものであった。<sup>⑧</sup>

次にツァイツ司教座は九六七年に創設され、まずオットー二世、オットー三世はツァイツを始めプオンツォウ Poonzowa 域に、続いてハインリッヒ二世はトイヘルン Teuchern 周辺に寄進をなした。<sup>⑨</sup>その後、一〇二八年にコンラート二世は司教座をツァイツからナウムブルクに移し、ザリエル王権による教会政策がみられることになる。即ち、コンラート二世、ハインリッヒ三世はナウムブルク周辺、及びツルバ Zubra における土地のほか、トイヘルン及びその近くに寄進をなして、ナウムブルクとブオンツォウ域とを連続させた。また同司教座は、ハインリッヒ三世より、オストガウ Ostgau にてグラーフシャフトを与えられている。<sup>⑩</sup>しかししてハインリッヒ四世は、最も積極的にこの教会に対する政策をすすめ、以上の地域のほかに、東進してロツホリッツ Rochlitz を、更にダレミンツィの北、タルメンツェ Talmence 域にも若干のブルクヴァルト及び土地を寄進した（第五表）。かくしてナウムブルク司教座の

Altenburg	} DOII. 139(976)	Strehla	} DHIV. 140(1065)
Zeitz		Boritz	
im Sulza	DHIII.175(1046)	Grimma	} DHIV. 141(1065)*
Langenberg	DHIV. 68(1060)*	Oschatz	
Gröba	DHIV.131(1064)	Rochlitz	} DHIV. 272(1074)*
		Leisnig	

第5表 Naumburg 司教座が獲得した Burg 乃至 Burgward \*は偽文書

所領域は、ナウムブルク、ツァイツ周辺と、エルベ河上流域との二つにまとまり、マイセン司教座の権力地域をはさむことになつたのである。

以上にみた如く、東方諸司教座は、ザクセン、ザリエル両王権の教会政策によつて多くの所領を獲得した。それらがほぼ各司教管内に集中し、密度の差はあれ、かなりのまとまりをみせていたことはすでに明らかであろう。特に王権が各教会にブルクヴァルトを寄進したことは注目される。ブルクヴァルトは、

カロリング期以来の、或はまたハインリッヒ一世によつて創設された城砦を中心として形成されたところの、辺境伯管区の下にある行政区域であつた。各ブルクヴァルトには、一〇一―二〇村が附属しており、それは同時に教区単位とも

なつたのである。しかしてその中核である城砦は、その区域の住民を保護するものであつたし、戦時には軍事行動の拠点となつた。それに対して住民は、租税、城築夫役、軍役税などの諸賦課を負わねばならなかつた。<sup>⑩</sup>従つて、教会がブルクヴァルトを獲得することは、その地における教会の十分の一税と相俟つて豊かな収入をもたらすものであつたろう。

ところでシュレジンガーによると、ブルクヴァルトは決して裁判区域ではなく、従つてその獲得が直ちに裁判権の獲得を意味するものではなかつた。<sup>⑪</sup>しかし多くの場合、王権によつて寄進される王領地は、寄進の際には伯乃至辺境伯の *comitatus* 内にあるものとされながら、同じ土地が後に確認される場合には *comitatus* の記述がみられない。<sup>⑫</sup>言うまでもなく、それらの土地は、教会のインムニテート領域となつたのであろう。マグデブルク大司教座、及びメルゼブルク司教座が、いずれもインムニテート、フョークトを自由に選ぶ権利、更に国王バンを附与されてゐたことは既に述べた如くである。マイセン、ナウムブルク両司教座については、上の権利の所有を証明することは出来な

い。しかし、一二世紀乃至一三世紀には両教会とも、インムニテート、裁判権などを有している。それらはすでにザクセン朝乃至ザリエル朝時代に遡り得るのであろうか。<sup>⑬</sup>とにかく、この時期には、なお王権のイニシァティヴが強かつたとはいえ、各司教座は王権の政策によつて形成されてきたそれぞれの領域を他権力から独立させながら、その権力を発展させ、後のランツ形成の枠をかたきづくつていたのである。

<sup>⑩</sup> R. Schülkopf, Die Sächsischen Grafen (1957), S. 35.

<sup>⑪</sup> Heinrich I. Diplomata (= DHI.) (MG. Diplom. Tom. I.) 32, 33, 35.; Ottonis I. Diplomata (= DO I.) (MG. Diplom. Tom. I.) 96, 109.; Ottonis II. Diplomata (= DO II.) (MG. Diplom. Tom. II.) 191.

<sup>⑫</sup> Patze, a. a. O., S. 80 ff.

<sup>⑬</sup> Heinrich II. Diplomata (= DH II.) (MG. Diplom. Tom. III.) 331.

<sup>⑭</sup> DH II. 332.; Heinrich III. Diplomata (DH III.) (MG. Diplom. Tom. V.) 123, 302.; Heinrich IV. Diplomata (= DH IV.) (MG. Diplom. Tom. VI.) 243.

<sup>⑮</sup> DH II. 350.

<sup>⑯</sup> Patze, a. a. O., S. 93.

<sup>⑰</sup> DH II. 327.; Conradi II. Diplomata (= DK II.) (MG.

Diplom. Tom. IV.) 23.

⑭ Patze, a. a. O., S. 61 f.; Dietrich, a. a. O., S. 60.

⑮ A. Brackmann, Magdeburg als Hauptstadt des deutschen Ostens im frühen Mittelalter (1937), S. 7.; Vgl. DO I. 97. 222, 230, 231, 232.

⑯ DH II. 210.

⑰ DO I. 300.; DH II. 199.

⑱ DO II. 89.; Thietmar II. 37, III. 1.; Vgl. W. Schlesinger, Zur Gerichtsverfassung des Markengebiets (Mitteldeutsche Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters. 1961. 2所収), S. 61.

⑲ DH II. 64, 65, 89, 106, 221, 250, 271, 374, 449, 450, 451.

⑳ DH III. 66, 254.

㉑ DH II. 64, 106.; Vgl. Schlesinger, a. a. O., S. 58 f.

㉒ DH III. 157, 158, 159.

㉓ DO II. 139, 163.; DH II. 66.

㉔ DK II. 156.; DH III. 18, 60, 112, 175.

㉕ DH III. 301.

⑲ Schlesinger, Gerichtsverfassung, S. 55.; ders., Burgen und Burgbezirke (Mitteldeutsche Beiträge zur deut. Verfassungsgeschichte. 2所収), S. 178 ff.

⑳ ders., Gerichtsverfassung, S. 55.; ders., Burgen, S. 180.

㉑ Vgl. Schlesinger, Entstehung, S. 181 ff.

㉒ ders., Gerichtsverfassung, S. 61 ff.

### 三 テューリングンにおける貴族支配制

九三六年以来、ザクセンの太公権はビッルング家 Billunger が世襲的に掌握するところであつた。しかし、その太公権は専らビッルング家の自生的権力に依存するものであつて、その権力は、家支配領域をこえるものではなかつた。⑳ しかしてザクセンでは、ビッルング家に競合すべき聖俗貴族支配権がすでに早くから展開していたのである。同じことは、テューリングン、東部辺境域においてもみることが出来るのである。次に以下、若干の有力貴族家による権力の発展を眺めることにする。

〔エッケハルディング家 Ekkehardinger〕まずわれわれの注目をひくのはエッケハルディング家である。同家は早く一〇世紀後半から、メールゼブルク辺境伯として辺境域及びテューリングンのエンギリンガウ Engilingan にグラーフ権を得ていた。しかし最初のギンター Günther は、九七六年、バイエルン太公ハインリッヒの反乱に参加して国王に敵対し、一時辺境伯職は彼の手から離れて、ザクセン貴族ティートマル Thietmar のものとなつた。テ

Günther (968~Mg. v. Merseburg+982)	Engilingau Scudizi, Siusili, Plisni
Ekkehard I. (985~1002, Mg. v. Meißen)	Engilingau Scudizi, Bw. Nerchau, Bw. Keuschberg
Hermann (1009~1038, Mg. v. Meißen)	Helmegau Scudizi, Bw. Keuschberg, Bw. Sckölen Milziani
Ekkehard II. (1038~1046, Mg. v. Meißen)	pagus Gönna Scudizi, Bw. Gvodezi (bei Leipzig) Bw. Leisnig, pagus Zurba, pagus Wethau Bw. Treben, Bw. Teuchern

第6表 Ekkehardinger のブラーフ権所在域

イトマルはすでにそれまでにマイセン、ツァイツ両辺境伯の地位にあつたのであり、ここに三辺境伯職が一つに統括されることになる。九七九年、ギェンターは辺境伯職を回復するが、それはこの三辺境伯職を含むものであつた。彼の死後、暫くはザクセン貴族リクダーク Ricdag がマイセン辺境伯として知られるが、九九二年にはエッ

ケハルト一世 Ekkehard がその職を握つた。彼の妻はザクセン太公ヘルマン Hermann の娘であつた。<sup>⑧</sup> このビッリング家との結合、及び王権との接近はエツケハルトの名望を大いに高めたであろう。史家ティートマルは、エツケハルトがテューリンゲン部族により太公に選出された、と報告している。<sup>⑨</sup> 勿論、既に述べた如く、テューリンゲンは部族として独立しておらず、またそのような集会の証拠もない。従つて彼の duk という称号は、その卓越せる権力、名望に由来するものにはかならない。次いで叔父の手をへてマイセン辺境伯職を継承したヘルマンの時になると、エツケハルトディンク家の権力は、辺境域にてムルデ川を越え、ミルツァニ Milzani 域にも知ることができる。テューリンゲンにおけるヘルマンのブラーフ権は、ヘルメガウ Helmegau にて認められるが、エンギリンガウでは証明されない。しかし、彼の子エツケハルト二世はエンギリンガウ (pagus Gönna) にてブラーフ権を有しているのであつて、恐らくヘルマンもここに権力を保持したであろう。エツケハルト二世の時には、その権力は特にザール川、エルスター川間に強固にまとまつていたことを示している。

エッケハルト二世によつて、この家は断絶するが、その際、彼の遺領は国王ハインリッヒ三世の手中に入り、国王によつてゲルンローデ修道院、王妃アグネス、先述のマイセン司教座、及びヘルスフェルト修道院に寄進された。それによると、エッケハルト二世の所領はイエナ、Jena、ナウムブルクのはかに、ハルツ南部、フスイティンガウ (Pagus Spilberch)、また辺境域ではヴェタウ Wethau 域、及びグロイッチェ Grotzsch、ロツホリッツ、ライスニッツ Leisnig、グロブ Grob、ボレヒナ Bolechina、コルディッツ Colditz、ポルケンベルク Polkenberg、ティブツィン Tibuzin、シュトゥレーラ Strehla などの諸ブルクヴァルト乃至その周辺に所在していたことになる。なお、イエナにはエッケハルト一世によつて家修道院が建立され、後にナウムブルクに移されていた。<sup>①</sup>さて、エッケハルディング家権力の基底をなしたのは、これらの所領であつたろう。しかし、エッケハルト二世の遺領として残されたものが、全て最初から同家の自由世襲領 Allod であつたわけではない。例えば、ケーゼン Kösen 村は、エッケハルト二世が国王から得た官職封であつた。<sup>②</sup>また若干のブルクヴ

ァルトなども或は最初はレーンとして同家に与えられたものではなからうか。<sup>③</sup>更にフスイティンガウではリスドルフ Lisdorf が、ヘルスフェルト修道院のレーンとして同家に世襲的に保持されていた。<sup>④</sup>しかしそれらは、最後までレーンとしての性格を保つたのではなく、多くはエッケハルディング家のアロッドと化していつたと思われる。

次に、エッケハルディング家の官職遂行、或はその権力保持の拠点となつたのは城砦であつた。即ち、イエナにおけるカペレンベルク Kapellenberg の城砦を始め、アルテンブルク Altenburg、ナウムブルク、シュタインブルク Steinburg、エックハルツブルク Eckhartsburg、及びロツホリッツ、ライスニッツ、シュトゥレーラにおけるものなどである。<sup>⑤</sup>なお、そのうち、アルテンブルク、ナウムブルクはエッケハルト一世によつて建設されたものであつた。またわれわれは、エッケハルディング家に服属していた家人 (ミニステリアーレン) の存在を知ることが出来る。<sup>⑥</sup>彼らが如何なる機能を果たしたかは明らかでないが、恐らく城砦勤務、その他によつて、同家の権力保持に奉仕したのであろう。なお、一部の家人は、国王から土地を獲得してい

るが、或はその土地も同家の高権を認めるものであつたらうか。

以上の如く、エッケハルディング家の権力は、その所領、レーン、辺境伯職、グラーフ権などの諸権利の集積になるものであり、城砦、家人などによつて保持されたのである。早期においては辺境伯職を任免されるなど、その権力はなお王権に依存するところが強かつたのであるが、やがては辺境伯職をも世襲し、レーン、グラーフ権をアロッド化しつつ、その支配権を独立させていつた。オットー三世死後、エッケハルト一世が王位を請求せんとしたことは、同家の権力発展過程における一つのエピソードであつた。所で、同家の支配権が及ぶ地域には、ほかにメールゼブルク、ナムブルク、マイセン諸司教座の権力が展開せんとしており、また若干の土地所有者も存在した。エッケハルディング家の支配領域は、これらの他権力を除外するほどには閉鎖的でなかつたであらう。しかし、特に同家の権力が集中する地域に司教管区をおくナムブルク、マイセン両司教座の支配権は、未だそれほど強力なものではなかつた。即ち、エッケハルディング家は、これらの権力を介在させな

がらも、かなりに一円化された領域を形成していたと思われる。しかししてわれわれはここに、未熟ではあるが、早期のランダスヘルンシャフトの典型をみる事が出来よう。

「ヴァイマル家」エッケハルディング家断絶後、マイセン辺境伯位につくのはヴァイマル家である。同家はフステインガウのヴァイマル、オアラミューンデ Ohlde munde を中心に所領を有し、一〇世紀中葉よりテューリンゲンのほぼ全地域にてグラーフ権を有していた。一〇〇二年にウイルヘルム二世が、エッケハルディング家のヘルマンと闘つているが、それは権力を展開させつつある両家の衝突であつたらう。しかしヴァイマル家のテューリンゲンにおける権力は、十分に強力なものではなく、その保有するグラーフ権も全く王権に依存するものであつたらうか。一〇四六年、ウイルヘルム四世がマイセン辺境伯位につくとともに、ヴァイマル家はテューリンゲンから大きく後退した。しかし他方、東方辺境域への進展は著るしく、オットーの時には、エルベ河流域タルメンツェ域にまでその領域は拡大された。テューリンゲンにおけるオットーのグラーフ権はフステインガウにしか知られないが、恐ら

Wilhelm I. (949~961)	Altgau, Helmegau, Husitingau
Wilhelm II. (+1003)	Altgau, Helmegau, Nabelgau, Wisichgau
Wilhelm III. (+1039)	Eichsfeld, Lupnitzgau, Helmegau, Husitingau
Wilhelm IV. (1042. Pf. 1046~62 Mg. v. Meißen)	Wisichgau Scudici, Bw. Treben
Otto (+1067. Mg. v. Meißen)	Husitingau Scudici, Daleminci, Talmence, Bw. Merseburg, Blisina

第7表 Weimar 家のグラフ権所在域

くオストガウにも権利を保つたであろう。そこにはシャイドツンゲン Scheidungen, ハイヒリンゲン Beichlingen の二つの城砦があり、それらがこの地域の権力の拠点となつたと思われる。また、彼はテューリングンにてマインツ大司教座のレーンを獲得しているが、詳細は明らかでない。か

くの如く、ヴァイマル家はテューリングンより出発し、フスイティン、オスト両ガウにての権力を保持しながら、エッケハルディング家なきあと、辺境域に発展し、諸司教座支配権と競合することになつた。しかし同家は一〇六七年に断絶し、辺境域の支配権はブラウンシュヴァイク家 Braunschweiger とシュターデ家 Stader に、またシャイドツンゲン、バイヒリンゲンを含む遺領の一部はヴェッティン家 Wettiner に移るのである。

「メールゼブルク伯家及びゴージェック家 Gosecker」テューリングンにて最も早くグラフ権の所有を知ることが出来るのはメールゼブルク伯家である。最初のジークフリート一世 Siegfried は、先にリウドルフィン家のハインリッヒと結婚したハーテブルクの従兄弟であつた。彼は九三二年にテューリングンに広くその権利を散在させていた。しかし勿論、彼がそこで独占的にグラフ権を獲得してゐたのではない。彼のグラフ権が所在するアルトガウ Altgau, ヴェストガウにて同じ年にメギンヴァルト Meginward がやはりグラフ権を有していることからそれは明らかである。しかもジークフリートの権力はホッホゼーガ

ことが報告されている。エスィコ、ビオーの死後は、その権利はヴェッティン家のものとなる。即ち、前者の権利をブルカルトが、後者のそれをデドー Dedo が獲得した。なお、このことによつてメールゼブルク伯家の権力が全く

Siegfried I. (+937)	Hochseegau, Friesenfeld, Schwabengau Altgau, Westgau
Siegfried II. (+980)	Hochseegau, Altgau
Esico (+1004)	Hochseegau
Bio (+vor 1003)	Hochseegau
Siegfried III. (1021-38. Pf.)	Hochseegau

第8表 Merseburg 伯家のグラーフ権所在域

ウ以外の地域ではそれほど強力なものではなく、彼以後、次第にその権力域は縮少し、エスィン Esico, ビオー Bio の時にはホッホゼーガウのグラーフ権が明らかにされるのみである。しかしホッホゼーガウでの権力はかなり強力なものであつたと思われ、ビオーの権力領域はその北部で一円化されていた

Friedrich I. (1038-42. Pf.)	Hochseegau
Dedo (1042-1056. Pf.)	Hochseegau
Friedrich II. (1056-1088. Pf.)	Hochseegau

第9表 Gosecker のグラーフ権所在域

までもない。ホッホゼーガウの中央部にはヴェッティン家があり、ゴーゼック家の権力領域はその南に限られるものであつた。しかし、フリードリッヒ二世は、アルトガウにて城砦フォルケンローダヴェン Kenroda をヘルスフェルト修道院のレーンとして保有し、またその地域で同修道院のフォークト権を

失われたのではなく、その後、ジークフリート三世が再びホッホゼーガウにてグラーフ権を有していた。彼によつて同家は断絶したが、その権力は結局、ヴェッティン家に移つたのであろうか。  
 一 一世紀中葉より、ザクセン宮中伯職を掌握していたゴーゼック家は、ホッホゼーガウ及びハルツ地域にて所領を有していたが、恐らくそれを基盤としてホッホゼーガウにグラーフ権を獲得した。デドーの弟アドルベルト Adalbert が一〇四五年、ブレーメン大司教として王権に起用されたことが、ゴーゼック家の名望を高めたであらうことは言う



行使したとも思われる。<sup>⑩</sup> これらの諸権利を集積したゴーゼ

ック家の権力は、小規模ながら、やはり強力なものがあつたであろう。しかして同家の場合にも、その権力保持に参与したであろうところの家人を知ることが出来るのである。<sup>⑪</sup>

「ヴェットイン家」さて、ヴェットイン家は、ホッホゼーガウの権力から始まつて、上述の如く、メールゼブルク伯家の権利をも獲得しながらその地歩を固めていつた。しかしてデドー及びその弟フリードリッヒの時にはすでに東部ラウジッツ辺境域にもグラーフ権を獲得することになつた。それらは特にザーレ川、ムルデ川間にみられるのであるが、デドーは更に北のプロニBloni域にてもグラーフ権を獲得していた。なお、フリードリッヒはアイレンブルクEilenburgにて所領を有している。<sup>⑫</sup> 両者の権利を統一したのはデドーの子デイトリッヒDietrichであつた。こうしてすでに辺境域に権力を有していたヴェットイン家は、デディーDediの時にいたつて、ラウジッツ辺境伯職をも得ることになつたのである。所で、辺境域における同家の支配権の内容をなすものには、グラーフ権のほかに國王より獲得したレーンがある。即ち、ブルクヴァルト・ツェル

Dedi (+957)	Hochseegau
Burchard (1003~1017. Pf.)	Hochseegau
Dedo (+1009)	Hochseegau
Friedrich (+1017)	Bloni, Bw. Zörbig Scudizi
Dietrich (+1034)	Hochseegau
Dedi (103-1075 Mg. v. Lausitz)	Bloni, Scudici, Bw. Zörbig Hochseegau, Schwabenggau Susilin, Nelectici

第10表 Wettiner のグラーフ権所在域

グロヒ Zörbig がそれであつた。そのほか、ブレナ Brehna, カムブルク Camburg, アイゼンベルク Eisenberg, トールガウ Torgau, ヘルゲルン Helgen などにも國王から与えられたレーン乃至所領が存在する。<sup>⑬</sup> 辺境域における

ヴェットイン家権力の展開が、王権に依存するところが大きかつたことを認めることが出来よう。次にザクセン、テューリンゲンでは、デディーがホッホゼーガウのほかに、シュヴァーベンガウにてもグラーフ権を獲得し、またオス

トガウではヴァイマル家の遺領を得てその支配領域を拡大していつたのである。しかしてホッホゼーガウを中心として東方に進展する地域での諸権力が、やがてヴェッティン家によるラント形成の基盤となるであろう。

〔その他のグラーフ〕以上の、特に辺境域にて支配権を展開させていつた諸貴族家の権力も、テューリンゲン内部では、ホッホゼー、フスイティン、オスト諸ガウを除いては、それほど強力なものであつたとは思われない。それ以外の地域では、上述の貴族家に属さないグラーフたちが権利を保有している。しかし彼らの権力、出自、系譜などについては殆んど明らかでない。ただそのうち、ビルシュタイン家 Bilsteiner のみが、ヴェストガウのゲルマルマルクを中心に権力を継承して掌握していたことが推測されよう。特に、早期にはアルトガウ、ヴェストガウなどにてグラーフ権を有して共存していたメーゼルブルク伯家やヴァイマル家が後退してからは、ビルシュタイン家の権力がこの地域にて最強のものであつたろう。とは言え、マインツ、ヘルスフェルト、フルダ諸教会の権力が強力であつたと思われるこの地域では、辺境にみられる如き大規模な貴

Bilsteiner		Erpo	Helmegau
Wigger I. (967-981)	Altgau, Westgu Pleißengau, Panzowa, Bw. Teuchern, Wethau	(982/83) Sigebert (979, 983)	Altgau, Engilin
Wigger II. (997-1001)	Görmarmark, Vatergau	Hemezo (1015,1017)	Westgau
Rugger (1071-+vor 1095)	Görmarmark	Madelgozo (1032) Becelin	Engilin Ostgau
Meginward (932/33)	Altgau, Langwitzgau Nabelgau, Engilin, Westgau	(1052) Macelin	pagus Spielberg, Ostgau
Siggo (944-1017/19)	Görmarmark, Ringgau	(053-74) Hermann	Nabelgau
Christian (970, 977)	Helmegau	(1053/76) Hugold	Helmegau
		(1061)	

第11表 その他のグラーフとその権利の所在域

族支配制の展開は容易ではなかつたのではあるまいか。

なお、南のラングヴィッツガウ Langwitzgau におけるグラーフは、九三二年のメギンヴァルトを例外として、ほかにその名を知ることがない。ただ、次のことは注目されてよいであろう。まず、後のケーフェルンブルク家の父祖の名がみられることである。即ち、一〇五〇年頃、ギュンターがオールドゥルフにてヘルスフェルト修道院のフォークタイを有しており、まもなく同家のジッツォー Sizzo が、グラーフの称号を冠されて呼ばれている。ケーフェルンブルク家は一二世紀に、ラングヴィッツガウにて支配権を形成していつた<sup>⑧</sup>。果してジッツォーがここでグラーフ権を獲得したか否かは明かでないが、同家の権力発展の萌芽は認められよう。なお、既述の如く、先にポニファティウスによつて建立されたオールドゥルフの修道院に土地を寄進したアルボルトは、或は彼らの祖先であつたかも知れない。しかし、フォークタイ所有が彼に由来するかは問題のあるところである。次に注目されることは、後にテューリシンのラントグラーフシャフトを獲得するルドヴィング家 Ludwinger が登場してくることである。即ち、同家の最

初のラントグラーフ、ルドヴィッヒ一世の祖父、ルドヴィッヒ鬚 Ludwig der Bärige が、一一世紀中葉に、恐らくはフランケンより到来した<sup>⑨</sup>。彼は国王及び上記のギェンターらより土地を獲得し、一〇四四年に、テューリシンの森の北でシャウエンブルク Schauenburg の建設を始めている<sup>⑩</sup>。このシャウエンブルク建設が、ルドヴィング家支配権形成の端緒となるであろう。

以上にみた如く、有力な貴族層は、恐らくはその世襲領を基盤としてグラーフ権、レーンを獲得し、それを集積、在地化することによつて支配権を高めていつた。各貴族によるグラーフ権の所有は、特に皇帝文書によつて証明されるのであるが、その際、グラーフ権力は王領地の所在を明らかにするものとして記される。従つてグラーフ権は、まず第一に、王領地の管理を中核とする官制的性格をもつものであつたと思われる。しかしてグラーフ権は当該ガウ全体を包含するものではない。また王領地は広く散在しており、王領地のみによつてグラーフ権力領域がコンパクトになり得るものではなかつた。しかし、グラーフ権を有する貴族は、ほかに自己の世襲領、また国王よりのレーンをも

ち、それらをもグラーフ権力領域内に含めて、その領域を閉鎖的なものになし得たであろう。即ち、グラーフ権乃至その領域は、単なる官職または官職領域ではなく、自生的な性格をも附加されていつたのである。つまり、諸貴族は、官職を獲得することによつて国政に参与しながら、他方で自生的支配権をもち、そして官職乃至官職封をプロパゲーションしつゝ、王権に対して分権的に作用していく傾向を強めていつたのであり、それらの一部は、すでに初步的にはあるがラントを形成しつゝあつた。このような貴族家にとつて、東方の辺境伯職を得ることは、その名望、実力を高めるのに重要な要素となつたであらう。所で、辺境伯の辺境における権力は、皇帝文書にて、*marchia* と記されるよりは *comitatus* と呼ばれる場合が多く、また辺境伯が辺境においても *comes* と称される時もある<sup>⑤</sup>。従つて、ここでは辺境伯権の性格もグラーフ権のそれと同じくするものであつたと理解されよう。なお、一世紀後半、ブラウンシュヴァイク家の登場をみる以前においては、辺境伯位にあつたのは、いずれも辺境に接する地域にて支配権を形成していたテューリングン貴族であつた。彼らは、辺境、テ

ューリングン両域の支配権を一つにまとめて伸展させていたのである。

⑤ 拙稿参照

⑥ 本節に於ては、大表が「シュルク」Patze, a. a. O.; Schülkopf, a. a. O.; Schlesinger, Entstehung.; H-D, Starke, Die Pfalzgrafen von Sachsen bis zum Jahre 1088 (Braunschweigisches Jahrbuch. Bd. 36, 1955). より作成。

⑦ Schülkopf, a. a. O., S. 65.

⑧ H-J, Freytag, Die Herrschaft der Billunger in Sachsen (1951), Stammtafel.

⑨ Thietmar, V. 7.

⑩ DH III. 150, 157, 158, 159, 160, 162, 302.

⑪ Patze, a. a. O., S. 117.

⑫ a. a. O., S. 111.

⑬ Schlesinger, Gerichtsverfassung, S. 65.

⑭ DH III. 302.

⑮ Patze, a. a. O., S. 112 f.

⑯ a. a. O., S. 118 f.

⑰ DH III. 83, 91.

⑱ Thietmar, V. 7.

⑲ Ottonis III. Diplomata (= DO III.) (MG. Diplom. Tom. II.) 132, 393.; DK II. 122, 174.

⑳ Schülkopf, a. a. O., S. 61.; Patze, a. a. O., S. 106 f.

㉑ Thietmar, V. 8, 14.

- ⑳ Meyer v. Knonau, Jahrbücher des Deutschen Reiches unter Heinrich IV. u. V. Bd. I. (1890), S. 618 ff.; Vgl. Helbig, Der Wettinische Ständestaat (1955), S. 58.
- ㉑ Meyer von Knonau, S. 295.
- ㉒ 注⑨參照。
- ㉓ Thietmar, VI. 50.
- ㉔ Starke, a. a. O., S. 48 f.
- ㉕ a. a. O., S. 44 u. 50.
- ㉖ DH IV. 375.
- ㉗ DO III. 346.
- ㉘ Schlesinger, Gerichtsverfassung, S. 66.
- ㉙ Patze, a. a. O., S. 160.
- ㉚ Lampert v. Hersfeld, Annalen (Ausgewählte Quellen, Bd. 13.) S. 179.; Vgl. Schlesinger, Entstehung, S. 175 f.
- ㉛ Helbig, a. a. O., S. 101 ff.
- ㉜ Patze, a. a. O., S. 147 ff.
- ㉝ DK II. 293.; DH III. 392.
- ㉞ Patze, a. a. O., S. 146.
- ㉟ Vgl. Schlesinger, Entstehung, S. 243 ff.; K. Bosl, Die Markengründungen Kaiser Heinrichs III. auf bayerisch-österreichischem Boden (Zeitschrift für bayerische Land-  
esgeschichte, Bd. 14. Hf. 2. 1944.), S. 187 f.

結 語

前節までに眺めてきた如く、テューリンゲン、東部辺境における領域支配権の形成は、叙任権闘争前にすでにその傾斜を示していたのである。世俗の有力貴族は、その自生の支配権を根幹として、グラーフ権、国王及び教会のレーンなどを集積して自己の権力を高貴化、また拡大していった。テューリンゲンにおけるグラーフシャフトは、カロリング期以来、王領地管理を中心とする支配権、またその領域を意味するものであり、なお官職的性格を強く保持していたが、有力貴族家はそれを世襲的に掌握して、その家支配権の主要な内容としていたのである。しかして聖職貴族もまた王権の担い手となり、多くの寄進を受けて権力を高めていった。特に聖職者の場合、インムニテート及び國王バンの獲得が、領域支配権の形成にとつて重要な意味をもつものであった。これら諸貴族による権力の展開も、最初は王権への依存度が強かつたことはいなめない。しかしその発展は、或はエッケヘルディング家に典型をみる如く、すでに顕著なランデスヘルシャフトのかたちを示すものもあつたし、また若干の貴族家は、後のラント形成への枠を整えていたのである。

なお、ここで叙任権闘争直前期におけるテューリングン貴族支配制の展開をまとめ、かつ闘争以後の展望を素描することによつて、結びにかえることにする。まず、われわれの対象としてきた地域の北では、マグデブルク大司教座が、ノルトテューリングガウ、及び辺境域にて同司教管区の南北に所領をまとめ、インムニテート領域を形成していた。同司教管区はまたラウジッツ辺境域と一致し、そこではホッホゼーガウの支配領域と隣接して、ヴェッティン家が強力な貴族支配制を展開しつゝあつた。次にその南では、メルゼブルク司教座が、ホッホゼーガウを含む同司教管区内を掩つて所領をもち、またそこで国王バン、インムニテートを獲得していたことは、この教会による領域支配権の発展を約束するものであつたらう。更にその南にはナウムブルク司教管区、またその東にはマイセン司教管区が接するが、ここでは両司教座が、ハインリッヒ四世の教会高権政策によつて、ようやくその展開を開始せんとしてゐる。以上の三司教管区にまたがるマイセン辺境域では、すでに早くエックハルディング家がその領域支配権を確立しつゝあつた。しかし同家の断絶とともにそれは終り、代つ

てオスト、フスタイン両ガウを合わせてヴァイマール家がここに権力を強力ならしめたが、それも一〇六七年には断絶した。しかしてこの地域には、すでにザクセン中部にて支配権を展開し終えていたブラウンシュヴァイク家、及びザクセン北部にて権力をほこつていたシュタターデ家の登場をみるこゝになつた。更にテューリングンでは、西にビルシュタイン家が独り権力を保持し、東のホッホゼーガウでは、ゴーゼック家の支配領域が、ヴェッティン家のそれに南で接していた。しかしてテューリングンの南では、ルドヴィング家、及びケーフェルンブルク家がすでに支配権発展の萌芽をみせてゐる。

さて、摂政期に一時後退した王権は、ハインリッヒ四世の親政とともに再強化策をとるにいたる。しかしてその政策は、まずザクセンと並んでテューリングンに向けられることになつた。国王政策の第一は、言うまでもなくすでに蚕蝕された王領地の再編成であつた。ハルツを中心として、ザクセン、テューリングン地域には、カロリング期、及びリウドルフィンング家に由来する王領地が豊かに存在したのである。王権はこの王領地政策のために若干の城砦を建設

してその拠点となした。<sup>⑤</sup>次に王権の政策としてあげられるのは、ザリエル朝初期よりみられる帝国家人の登用であつて、彼らは城砦の尖兵として王領地守護、経営にたずさわつた。また中には、土地を与えられて王権に奉仕した家人もみられる。<sup>⑥</sup>最後に、一部の教会も王権の担い手となつた。ナウムブルク、マイセン両司教座がそれにはかならない。

このような王権の政策に対する諸貴族の抵抗が、一〇七〇年より始まり、叙任権闘争へと展開していくザクセン戦争であつた。この戦争には、マグデブルク大司教ヴェルナー Werner、メーゼルゼブルク司教ウエルナー、ヴェッティン家、ゴージェック家、ビルンシュタイン家らの有力貴族、更にケーフェルンブルク家のジッツォー及びルドヴィング家のベレンガー Berenger にも参加した。<sup>⑦</sup>なお、マイセン司教ベンノー Benno は、ザクセン戦争期にはいわば中立的であり、その動向は明瞭でないが、叙任権闘争においては王権に敵対する。<sup>⑧</sup>しかし、ナウムブルク司教座は終始王権の味方であつた。

叙任権闘争の結果、教会貴族は帝国諸侯となり、その支配権を承認されることになる。しかし、ゴージェック家、

ルンシュタイン家はこの闘争期に後退していくであろう。それに代つて、ヤガてケーフェルンブルク家を始めとする新しきグラーフが登場し、多くはその居所たるブルクの名を冠して呼ばれることになる。<sup>⑨</sup>その一つとして、特にルドヴィング家は、後にテューリングゲンのラントグラーフシャフトを獲得し、テューリングン全域に高権を得てラントを形成する。また闘争期前より支配領域を形成していた世俗貴族のうち、ヴェッティン家のみは、ますますその権力を固め、ヤガては新しきグラーフ家の権力をも集中しながら、強力な領域国家を形成していくであろう。しかしてこの間の貴族支配権の発展を明らかにするためには、なお叙任権闘争期、とりわけコンラート三世時代における政治史の分析が要請されるであろう。次の機会に検討することにした。

<sup>⑤</sup> Meyer von Knouan, a. a. O., Bd. II. (1894), S. 230 ff.; M. Stimming, Das deutsche Königsgut im 11. u. 12. Jh. 1. Teil. (1922), S. 89 ff.

<sup>⑥</sup> DH IV, 74, 201, 202, 205, 211, 213.

<sup>⑦</sup> Vgl. Lampert, S. 178 f.

<sup>⑧</sup> Meyer v. Knouan, a. a. O., S. 523.

<sup>⑨</sup> Helbig, a. a. O., S. 83 ff.; Eberhardt, a. a. O., S. 22 f.

granting system, the traditional land policy of *Pei-Wei*, by observing the then political and social circumstances.

## The Nobles' System in Thuringia before the Investiture Conflict

by

Yoshiya Hayakawa

The symptom of formation of *Land* in Germany was at first seen in the northern Germany without any established power. Such tendency was especially predominant in Thuringia and the northern borderland which was included in the Saxon clan; before the Investiture Conflict churches of the borderland became executors of king's policy, were richly presented by kings, and also gained immunity and kings' ban, establishing the basis of the power by which they ruled their territories. Also, powerful vulgar nobles, based on their hereditary land, formed their independent territories, collecting official posts, Graf-right, and *Lehen*; some of them formed already a *crude* but *primary Landesherschaft*.

## Ancient Mirrors and Their Relationship to Early Japanese Culture

by

Sueji Umehara

Chinese bronze mirrors from the Early *Han* Dynasty have been found in large number in Northern *Kyūshū*. Mirrors dating to the period around the turn of the Christian Era have been recovered in even more extensive numbers and have come to light at sites in Northern *Kyūshū*, along the Inland Sea Coast of *Chūgoku* and *Shikoku*, and *Kinai* District. Recovery sites of the majority of mirrors dating from the Later *Han* Dynasty and the "Three Kingdoms" Period are centered in *Kinai* District, and extend further east to the *Tōkai* and even to the *Kantō*. Together with these imported mirrors, a number of *Bōsei-kyō* 仿製鏡, mirrors cast